

境界を設定する儀礼

墓域の構造とその計画性から

岩松 保

「多くの場合は、境界は聖別 (consécration) の儀礼を伴ってそこに据えられたあるもの、すなわち、杭、柱廊 (portique)、または柱石 (里程標、境界標など) で印されている。(中略) 里程標や境界の印 (鋤、带状に切られた動物の皮革、溝など) を儀式的に置くか、または定めることで、限定された地上の一郭は、限定された一群の人々の占有するところとなり、よそ人 (étranger) がその定められた地域に足を踏み入れる時は、俗人が神聖な森や神殿などに入ることと同様な冒瀆を犯すことになる」

A. V. ジェネップ 『通過儀礼』 p22 (秋山さと子・彌永信美訳 新思索社 1999第2版)

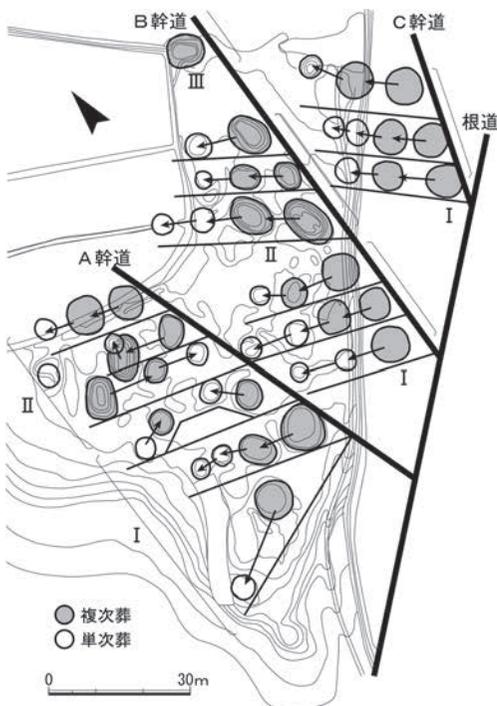
はじめに

筆者は、平成11～14年に京都府八幡市女谷横穴群の発掘調査に携わった。調査に入る前には、女谷横穴群は8基の横穴が確認されており、隣接して分布する荒坂横穴群は17基の横穴が知られていた。調査の結果、女谷横穴群は想定されていた範囲を大きく超えて分布し、荒坂横穴群と一続きになることが明らかとなった。両横穴群は一つの横穴群と見なされ、女谷・荒坂横穴群と命名された。最終的に52基の横穴を調査し、その分布密度と範囲から横穴群全体では200基近く^(注1)の横穴が分布するものと推定した。

女谷・荒坂横穴群はそれまでに想定されていた以上に大きな墓地であった。

古墳時代において列島の各地で大規模な古墳や古墳群を造るほかに、当時の人々は田畑を開墾したり、新たに村を造るなど、日々、自然の土地を人間の土地に取り込む努力をしていたことは想像に難くない。自然な状態の土地を人間が恣意的に割り取り利用することに対して、当時の人々はどのように意識し対処していたのであろうか。関係する集落との間で利害を調整し、承認を受けるだけでよかったのであろうか。

この小論では、まず、墓域の構造を検討し、墓域はそれを使用する集団が計画的に造成したことを指摘する。次いで、このような開発に伴い境界を設定したり、土地を割り取ることに對して、古代の人々がどのような感情を抱いていたのかを、『風土記』や『古事記』などの文献から整理したい。最後に、考古学における遺構・遺物の解釈について、若干の見通しを述べたい。



第1図 小野市中番地区古墳群
(注2文献より再トレース)

1. 墓地の構造

1) 墓道の復原と単位群

群集墳の中に“墓道”が読み取れることを指摘したのは水野^(注2)正好である。水野は、「柩が集落を出て古墳にいたるまでには、死者とそれを送る者の道があった」とし、「一本の樹の樹形を想い浮かべ」ながら(p.150)、4種類の道を想定した(第1図)。根道は集落から古墳群への道、幹道は古墳群の中を貫く道、枝道はいくつかの古墳を連携する道、茎道は個々の古墳にいたる道、とした。

水野は墓道という概念を用いることで、古墳群の中には「一つの流れをもって形成した」群があること、「そうした一つの流れをもった単位がいくつも誕生していること」を指摘し、こういった群

を“単位群”と呼称して、「単位群は、数代にわたる一家族の戸主とその家族員に与えられたある期間の墓域である」と考えた(p.154)。

2) 古墳群・横穴群におけるその具体例

①京都市八幡市女谷・荒坂横穴群

女谷・荒坂横穴群女谷B・C支群では、横穴の主軸方位や空閑地の分布、出土遺物の内容から隣接して造られた1～4基の横穴で小群に区分した(第2図)^(注3)。出土遺物の年代観から、これら小群内の横穴には先後関係が認められ、小群内で順々に横穴が築造されたと推定した。

女谷B・C支群では1～3基の横穴で構成される16の小群に分けられる。女谷C支群では、1～4号横穴の西群と5～8号の東群に分かれる。西群の2・4号横穴では、ヘルメット形をした特徴的な土師器杯が出土している点から、隣り合う横穴同志ではなく、1つの横穴を隔てて造られた1・3号横穴、2・4号横穴が小群を構成するものと判断される。

出土遺物の検討から、小群の中の横穴は矢印で示した順に築造されたものと復原した。小群の造営母体を血縁関係を有した家族と判断し、小群はある家族が数世代にわたって横穴を築造した結果と想定され、それぞれの家族には数基の横穴を築ける区画が予め与えら

れているものと推定した。

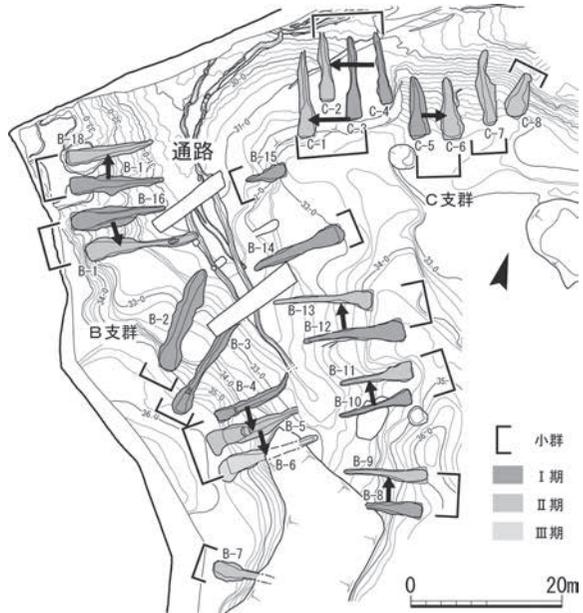
また、B支群 7・14・15号横穴などは1基だけで小群となっているが、その両隣には空闲地が認められる。16・1号、17・18号の2基で小群となるものも南側、北側に空闲地が認められる。こういった空闲地は、何らかの理由により横穴の築造が停止されたためと判断される。

② 京都府京都市西京区大枝古墳群

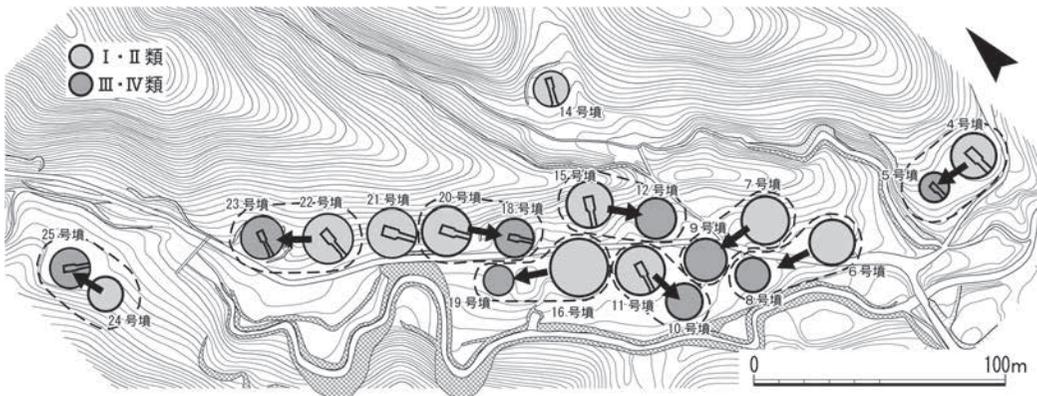
A支群は20基の古墳が造られている(第3図)。報告書では、古墳は1基または2基を単位に

11の小群に分けられており、小群内で石室方向がほぼ揃っていること、墳丘・石室の規模に差があることが指摘されている^(注4)。これら小群内の古墳は、規模の大きい墳丘(I・II類)のものが古く、小さい墳丘(III・IV類)のものが新しく造られたと考えている。

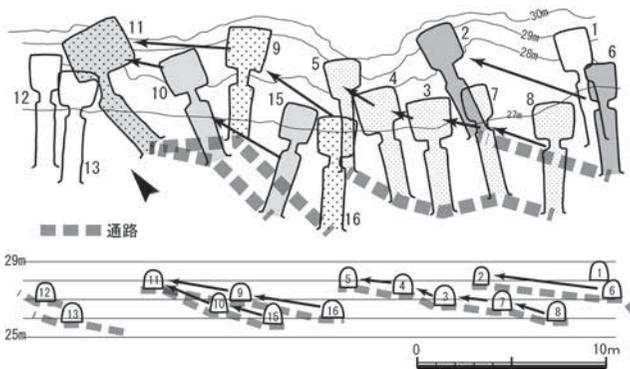
この古墳群は6世紀末頃に墓域が設定されると、まず谷間の平坦地に規模の大きいI・II類の古墳が築造され、やや遅れて川を隔てた丘陵上にII類の古墳が築造される。続いて、I・II類の古墳の隣にIII・IV類の古墳が造られ、相前後した7世紀前半頃にII・III類の古墳に追葬が行われる。



第2図 京都府八幡市女谷・荒坂横穴群女谷B・C支群
(注1-①文献より再トレース)



第3図 京都府京都市西京区大枝古墳群(注4文献より再トレース)



第4図 宮城県仙台市太白区愛宕横穴墓群
(注5文献より再トレース)

これらの状況より、「計画的に築造位置が決められたと推定できる。さらに小支群は短期間に併行して形成されており、占地に際しては、群中に一定の墓域があらかじめ定められていた可能性が高い」とまとめられている(pp.57~59)。

③宮城県仙台市太白区愛宕

横穴墓群

15基の横穴墓が調査されている(第4図)^(注5)。横穴墓は狭い範囲に密集しており、「4号と5号の間にみられるような重複関係に近いものもあることから、各横穴墓の築造にあたっては、自然地形からの制約だけでなく何らかの人為的規制があつた」と考えられている(p.40)。横穴墓は破壊・削平が著しく墓地内の通路は検出できなかったが、羨道入口の位置を推定し第4図のように通路が復原されている。通路を介して5余のグループに分類し、各グループ間の先後関係は「困難を極める」としながらも、1号、6号→2号、8号→7号→3号→4号→5号、16号→9号→11号(古)→15号→10号→11号(新)、13号とグループ内の築造順位を復原した。このように、基本的には下方から上方に向けて、南から北に横穴墓が築造されている^(注6)。それぞれのグループは、標高26m付近を基点にして、丘陵に向かって左斜め上方の細長い範囲を予め割り当てられていたことが窺われる。

2. 墓域の計画と占有主体

上述のように、墓道を介して古墳群を分析すると、古墳群は小群という単位に分けられ、それぞれの小群は隣接した数基の古墳で構成されていることが了解される。そして、小群内の古墳は新旧関係が認められ、一定方向に順々に造られていることから、数基の古墳が造られる程度の小さな区画が各集団に割り当てられ、各集団はその区画を順々に埋めていくように古墳を築造したと復原できるのである。

注目されるのは、初期の段階から墓所の中のいたる場所で古墳が一斉に造り始められている点である。このことは、初期の段階で墓所の中に通路ができており、それに基づいて各集団に一定の範囲の墓所が割り当てられていたということである。墓地全体の基本計画——墓道の配置と各集団に分与される小墓地の数量は、墓地全体を造成するまでに決めら

れていたのである。

このように、古墳群はそこを墓地として使用している間に結果としてその規模になったのではなく、それを使用する集団全体およびそれに参画する小集団の数に応じて計画され、その規模に基づいて場所が選定され、造成されたと考えられるのである。

水野はこういった小群を「数代にわたる一家族の戸主とその家族員に与えられたある期間の墓域である」と考えた。この考えは通説となっており、筆者に異論はない。以下、この考えに則って検討を加えたい。

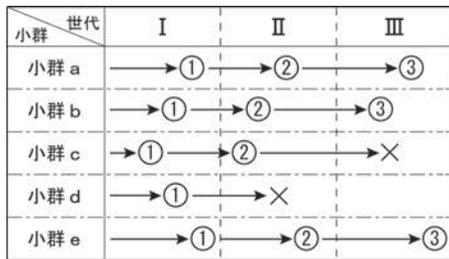
先に見たように、参画する集団の数に応じて墓地の規模が計画されたのだから、それぞれの家族に割り当てられる小墓地の大きさもまた、十分な計画に基づいた結果と考えられる。そうすると、各家族に分与される小区画の大きさは、墓地が使用される期間中にその家族が築造するであろう古墳の基数に応じたものとなろう。

各家族が築造する古墳の数はどのように見積もられたのであろうか。ここで問題となるのは、築造の契機がどういったものであったのか、という点である。各家族が個別の契機に基づいて自由に造墓したのであろうか、それとも何らかの規範があったのであろうか。前者の場合、小群の中の古墳の数に多寡があり、結果として小群の大きさも揃わないであろう。また、古墳が築造された時期も小群毎で偏りが認められるであろう。

1節で古墳群・横穴群の実例を見たように、割り当てられた土地は2～4基の古墳を造れる程度の大きさと言える。古墳群・横穴群によってその広さは多少異なるが、一つの古墳群・横穴群の中ではほぼ均一と言える。また、それぞれの小群では、ほぼ同時期に古墳や横穴が造り始められて、造り終えている。こういった内容が示唆するのは、それぞれの小群内で古墳を造る時間の間隔はほぼ一定であった、ということである。そのため、古墳を築造するための“契機”は、個々の家族に個別に出来る事情ではなく、各家族に均一に生起するような社会的なものであったと考える。

水野は「戸主の死を契機として古墳が築かれ」と理解した(水野p.154)が、この考えは割り当てられた墓地に各家族がほぼ同じペースで古墳を造っているという点で妥当なものと言える。

先代の家長が亡くなり、現家長が跡を継ぎ、子の世代に家長を譲る。それぞれの家長が子を設ける年齢や家長の死亡年齢に長短があるが、ある世代の“家長”が家長である期間は、先代の家長が死を迎え、現世代の家長が死を迎えるまでの期間である。これは、単純に考えると、先の世代と現世代の間の年齢差であり、突き詰めると先代の家長が現世代の家長たる子を設けるまでの時間と捉えることができる。実際には、家長の死亡年齢や子を設ける年齢、何番目の子が家長を継ぐかなど、変動の要素は多く、家長が交代する期間に



第5図 小群内の古墳築造

長短はあるが、大まかには20～30年と言えるであろう。

第5図に小群内の古墳築造と世代の関係を示した。世代交代のたびに古墳を造ったとすると、先の議論より、20～30年で1基の古墳が造られたこととなる。家族によっては、家系が断絶することも想定されるが、小群 c・

dにその状況を“×”で示した。この場合、古墳が造られないのでその家族に割り当てられた墓地には、空閑地が残ることとなる。

女谷・荒坂横穴群全体では200基近くの横穴が造られており、70～80の小群からなるものと推測された。平成24年から、新名神高速道路の建設に伴い、約500m南東の位置する京田辺市松井横穴群の調査が実施され、70基の横穴が調査された。^(注7)横穴群全体では数百基の横穴が分布するものと推定され、女谷・荒坂横穴群と同様、多数の家族が墓地として利用したと考えられる。^(注8)

女谷・荒坂横穴群の北西側約700mには狐谷横穴群があり、調査の結果、8

基の横穴で構成されていた。^(注9)狐谷横穴群を1つの“標準的な集落”が経営した墓地とすると、女谷・荒坂横穴群においては、その20倍近くの横穴数を数えるものである。女谷・荒坂横穴群は複数の谷や丘陵裾に横穴が連綿と造られており、谷や丘陵裾毎に数十基の横穴が密集している。谷や丘陵裾毎に密集する単位を“支群”とすると、女谷・荒坂横穴群や松井横穴群は、横穴群一支群一小群と階層化される。横穴の基数から、狐谷横穴群の規模は支群レベルに相当すると判断される。そうすると、女谷・荒坂横穴群や松井横穴群は、“標準的な集落”が複数個で利用した墓地、もしくは“標準的な集落”の数倍にあたる大規模集落の墓地と理解できる。前者は複数の集落で経営したこととなり、後者は大規模な単一の集落が経営したこととなる。

女谷・荒坂横穴群、松井横穴群はともに山裾・谷内を数百mの長さにわたって墓地として占有している。先に見たように、これらは当初からその範囲を墓地として利用することを決定していたと考えられる。そうすると、こういった墓地を造った集団は、自然から自由に広範囲の土地を割り取り、改変し占有したのであろうか。それとも何らかの規制があったのであろうか。

以下、古代における土地を占有する儀礼と感情を検討したい。

3. 土地を区切り、占有する儀礼

1) 境界の儀礼

『風土記』や『古事記』には、神と神、神と人間の間でそれぞれの領域の境界を定めたり、人間が神の土地を占有する記述がある。まず、土地の境界を定める際の儀礼を見たい。

『常陸國風土記』^(注10)行方郡には、「^{ふるおきな}古老のいへらく、^{いわれ たまほ}石村の玉穂の宮に^{おおやましろ}大八洲馭しめしし^{すめらみこと}天皇のみ世、人あり。^{やはず}箭活の氏の^{うじ またち}麻多智、郡より^{こほり}西の^{たに}谷の^{あしはら}葦原を^{きりはら}截ひ、^{ひら}壑關きて^{あらた}新に^た田を^は治りき。此の時、^{やつ}夜刀の^{かみ}神、^{あひむ}相群れ^{ひき}引率て、^{ことごと}悉盡に^き到來たり、^{かにかく}左右に^さ防障へて、^{たつく}耕佃らしむることなし。(中略)是に、^こ麻多智、^{またち}大きに^{おほ}怒りの^{いかり}情を^{こころ}起こし、^{よろひ}甲鎧を着^つ被けて、^{みづからほこ}自身^と仗を^{うちころ}執り、^{おひや}打殺し^{すなは}駈^{やまくち}逐ら^{いた}ひき。乃ち、^{しるし}山口に至り、^つ標の^{さかひ}柵を^{ほり}塚の^{やつ}堀に^た置て、^{うら}夜刀の^つ神に^な告げて、^こいひしく、『^こ此より^{かみ}上は^な神の^な地と^{ゆる}爲す^こことを^{しも}聽さむ。此より^た下は^{うら}人の^た田と^な作すべし。今より^{のち}後、^{われ}吾、^{はふり}神の^な祝と^{とこしへ}爲りて、^{みやま}永代に^{まつ}敬ひ^{ねが}祭らむ。冀は^えくは、^{たたり}な^{うら}崇りそ、^{やしろ}な^{まつ}恨みそ』といひて、^ま社を^{はじ}設けて、^{まつ}初めて^{まつ}祭りき、といへり」とある。

箭活氏の麻多智は夜刀の神の土地に侵入して田畑を開墾し、それに抵抗する夜刀の神を追い払った上で境界を取り決め、人間と神の領域を新たに設定している。その際に境界を宣言するとともに大きな杖を境界に立てている。その境界を夜刀の神に認めてもらうことを引き替えに、自らが神の祭祀者になって代々その神を敬い祭ることを約束している。

『播磨國風土記』託賀郡法太里には、「^{みかさか}甕坂は、^{さぬきひ}讃伎日子、^こ逃去ぐる時、^{たけいはのみこと}建石命、^{さか}此の^み坂に^{すなは}逐ひて、いひしく、『^{さかひ}今より以後は、^{また}更、^な此の^{さかひ}界に入る^{すなは}こと^み得じ』といひて、^か即ち、^{うら}御冠を^{さか}此の^お坂に^{あるひと}置きき。一家いへらく、^{たには}昔、^{はりま}丹波と^{さか}播磨と、^{おおみか}國を^{うへ}堺ひし時、^ほ大甕を^{さかひ}此の^な上に^か掘り^{みかさか}埋めて、^な國の^な境と^か爲しき。故、^な甕坂といふ」とある。前段では、建石命は冠を坂の上に置いて境界を定め、讃伎日子にこちら側への立ち入りを禁じている。後段では、昔の話としながら、丹波と播磨の国境を策定する際に大甕が埋め置かれたとしている。

『日本書紀』^(注11)第五段第六の一書では、^{いざなぎのみこと}伊弉諾尊は^{いざなみのみこと}伊弉冉尊に^こ黄泉国を^{すなは}追いか^みけられ、^こ現世と^こ黄泉国の^こ堺にある^こ泉津^こ平坂に至り、その^こ坂を^こ千人所引の^こ磐石で^こ塞ぎ、「^こ絶妻之誓^こ建」^こすが、その^こ際に^こ伊弉諾尊は「^こ因りて^こ曰く、『^こ此より^こな^こ過ぎそ』との^こたまひて、^こ即ち^こ其の^こ杖を^こ投げたまふ。是を^こ岐神と^こ謂す。又^こ其の^こ帯を^こ投げたまふ。是を^こ長道^こ磐神と^こ謂す。又^こ其の^こ衣を^こ投げたまふ。是を^こ煩神と^こ謂す。又^こ其の^こ褌を^こ投げたまふ。是を^こ開嚙神と^こ謂す。又^こ其の^こ履を^こ投げたまふ。是を^こ道敷神と^こ謂す」とある。

伊弉諾尊は伊弉冉尊(死・死者)に「此よりな過ぎそ」と、死者が生者の世界である現世に侵入してくることを禁じた上で、杖・帯・衣・褌・履を投げて、黄泉国と現世との境界を定めるのである。

このほか、『古事記』考靈天皇条や崇神天皇10年条でも甕を境界に埋め置いた記載がある。

これら境界を定める行為を見ると、相手と相対した上で、境界設定の宣言を行い、境界に杖を立てたり、甕を埋めたり、杖・帯・衣・禪・履を投げたりする儀礼を行っている。

これら甕などを境界に据えることについて、松村武雄は地界儀礼とみている。^(注12)

松村は各地の民族例や日本の民俗例や史料を引きながら、「甕や壺そのものが、神と深い交渉を持ってゐる。それは精霊や神の栖所であり、依代であり、若くは精霊や神そのものである」と断じた(p.278)上で、これらの儀礼が自/他の境界で行われていることから、これから向かう異郷での平穩・無事を祈願する祭祀である一面とともに、「地界の外は、おのれの世界とは別の世界である。だから悪しきもの、厭はしきものは、みなこの地帯に却け棄てる。そこには境界守護の靈物が頑張つてゐる。民衆は、悪しきもの、厭はしきものをここまで送り出すことによつて、二重の安心が得られる。それ等のものを自分たちの世界外に移したという安心と、世界外に移した以上、守護靈の阻止によつて、二度と再び自分たちの世界に入つて来られぬといふ安心とである」と述べている(p.309)。

境界を神や精霊に護ってもらうことで、内部の邪悪なものを外部に捨て去り、しかも外部から邪悪なものを進入させないために、境界に“靈物”である甕を据えたり、杖を立てたりするのである。

2) 占有の儀礼

『古事記』^(注13) 仲哀天皇では、神功皇后が新羅国を攻めたときに、「故ここをもちて新羅國を御馬甘と定め、百濟國は渡の屯家と定めたまひき。ここにその御杖を、新羅の國主の門に衝き立てて、すなはち墨江大神の荒御魂を、國守ります神として祭り鎮めて還り渡りたまひき」とある(p.134)。神功皇后が新羅国王の門に杖を突き立てて、その杖を墨江大神の依代としている。『日本書紀』の同じ件では、神功皇后が「遂に其の國の中に入りまして、重寶の府庫を封め、圖籍文書を収む。即ち皇后の所杖ける矛を以て、新羅の王の門に樹て、後葉の印としたまふ」とある(p.338)。新羅の王の門に矛を立てて占有の儀礼としている。杖あるいは矛が、土地占有儀礼のアイテムであったことが窺える。

『出雲國風土記』意宇郡には、「『今は國は引き訖へつ』と詔りたまひて、意宇の社に御杖衝き立てて『おゑ』と詔りたまひき」と、国引きの最後に意宇の社に杖を突き立てている。『播磨國風土記』揖保郡林田里では、杖を植えると杖が根付いて成長したとある。

先に見た境界を設定する儀礼は自/他の境を設定することであるから、占有の儀礼と通じる所である。『常陸國風土記』行方郡の箭活の麻多智は境界を定める際に杖を立てたが、同時に「此より上は神の地と爲すことを聽さむ。此より下は人の田と作すべし」と宣言していることから、土地占有を担保するための儀礼でもあった。

このように、土地を占有する際に、地境に杖を立てることのほか、占有する土地に杖な

どを突き立てることも行われたようである。

杖が土地の境界策定や占有のために用いられたのは、「杖はもと、根のついた樹木で、その生成力が豊穡の霊力を示すものとされた。それが陽物の勢能与混合同一視されて、部落の入口や岐路に立てられて、邪悪なものへの侵入を防ぐ役をした」とまとめられているように、^(注14)“靈物”と捉えられていたからである。

赤坂憲雄は境界儀礼における甕と杖の機能差を指摘している。^(注15)甕を境界に埋める行為は松村の言うところの地界儀礼であると共に、これから戦場に向かうにあたっての予祝儀礼としての側面を併せ持っているのに対して、杖の場合は、征服や国占めを終えて後の「形見」や「御志」として用いられており、両者には機能の差があったと指摘している(pp.166～168)。

この指摘について筆者は一定の見解を持たないが、発掘現場で見つかる埋納遺物の性格を推定するために、検討すべき仮説であることは間違いない。

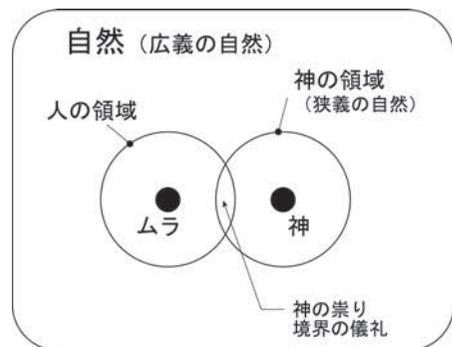
4. 神の土地を割り取ること

3節では境界を取り決める儀礼と、土地を占有する儀礼について検討した。ここでは、境界を取り決める当事者は人間であり、神であった。この場合の神は擬人化されており、神同志が対面したり、人間と対峙する相手であったり、具体的な存在である。

一方で、抽象的な存在としての“神”がおられ、その神々との間で領域や境界を定める記述がある。彼らは具体的な姿形を持たず、ムラの外側にいる。

この関係を図示したのが第6図である。神の周囲に神の領域があり、神の領域は人間を中心としたムラの外側にある。神の領域は人間の力が及ばない領域である。人間と神の領域が接し、交わる部分は曖昧な領域であり、その領域に人間が立ち入ったり、その付近で不遜な行為を行ったりすると、神々はその者たちに怒りを下し、祟りをなす。そのため、神と人間とで境界を取り決める必要があり、そのための儀礼が行われる。

人間社会(ムラ)の周囲に広がり、人間の力が及ばない領域は“自然”である。人の領域の外側すべてであり、これは“広義の自然”と言える。一方、“狭義の自然”が想定できる。人間が実際に生活を営む場所であるムラの外側に隣接してあり、人間が直接に関与し、“具体的に接触することが可能な自然”である。



第6図 神と人の領域

この具体的な自然の中心には神がおられ、その周囲の空間が“神の領域”であり、ムラに接して広がる具体的な空間である。

広義の自然と狭義の自然の区別は厳密ではない。人の領域の外側の“自然”から降りかかる災害は、人間が制御できないがゆえに神の祟りと見做したのであろう。

以上のことを踏まえ、神の領域(狭義の自然)に対して人間が境界を定め、土地を割り取る方法を見ることで、自然から土地を切り取る方法に検討を加えたい。

先にみた『常陸國風土記』行方郡の箭活の麻多智は、田畑の開墾に伴い、自然の土地を取り込んでいる。麻多智は大きな杖を突き立てて夜刀の神と境界を取り決め、自らの土地の境界を決定している。赤坂はこの一連の行為を「農地の開墾にあたって山野の神霊から土地を譲り受ける『地もらいの儀礼』」であると指摘している(赤坂p.153)。

上述のように、直接的に神の土地を切り取るのではなく、新たな場所に神を遷すことで、新たな境界を設定し、結果的に神々の土地を割り取った記事がある。

『常陸國風土記』久慈郡では、「東の大きな山を、^{か び れ た か み ね} 賀毗禮の^{すなは} 高峯と^{あま} 謂ふ。即ち^{いま} 天つ神有す。名を立速男命と稱ふ。(中略) ^{もと あめ} 本、天より^{くだ} 降りて、^{すなは まつざほ} 即ち松澤の^{まの 樹} 松の^{やまた} 樹の上^{うへ} に坐しき。神の^{たたり} 祟、^{はなは} 甚だ^{いか} 厳しく、人あり、^む 向きて^{ゆぼりくそ} 大小便^ま を行^{わごほひ しめ} 時は、災^{やまひ} を示し、疾苦^{いた} を致さしめければ、^{かたはら} 近く^す 側に居^{つね} む人、^{いた} 毎に^{たしな} 甚く^{ありさま} 辛苦^の みて、^{みかど} 状^こ を具^{かたをか} べて朝^{おむらし} に^{つか} 請^{かたをか} ひ^{おむらし} ま^{つか} を^{つか} し^{つか} き。片岡^{おむらし} の^{つか} 大連^{つか} を遣はして、^{みやま} 敬^{まつ} ひ^{まつ} 祭^{まつ} らしむるに、^の 祈^の み^の て^の ま^の を^の し^の しく、^こ 『今^こ、^こ 此^こ 處^こ に^{いま} 坐^{おほみたから} せば、^{いへみ} 百^{いへみ} 姓^{いへみ} 近^{いへみ} く^{いへみ} 家^{いへみ} して、^{あしたゆふべ} 朝^{けがら} 夕^{けがら} に^{ことわり} 穢^{いま} 臭^{いま} はし。理^{いま}、^{うべ} 坐^{うべ} す^{うべ} べ^{うべ} から^{うべ} ず。宜^{うべ}、^{うつ} 避^{うつ} り^{うつ} 移^{うつ} り^{うつ} て、^{たかやま} 高^{たかやま} 山^{たかやま} の^{たかやま} 淨^{たかやま} き^{たかやま} 境^{たかやま} に^{たかやま} 鎮^{たかやま} ま^{たかやま} り^{たかやま} ます^{たかやま} べし』と^{たかやま} ま^{たかやま} を^{たかやま} し^{たかやま} き。是^{たかやま} に、^{たかやま} 神^{たかやま}、^{たかやま} 禱^{たかやま} 告^{たかやま} を^{たかやま} 聽^{たかやま} きて、^{たかやま} 遂^{たかやま} に^{たかやま} 賀^{たかやま} 毗^{たかやま} 禮^{たかやま} の^{たかやま} 峯^{たかやま} に^{たかやま} 登^{たかやま} り^{たかやま} ま^{たかやま} し^{たかやま} き」とある。「松の樹の八俣の上」に立速男命という神がおられたのが、近くに住む人々に災いをなすがゆえに片岡の大連が清浄な高い山に神を遷したとある。神を山上に遷すことで、神の土地と人間の土地の境界を新たに決め、元々神がおられた場所を人間の土地に取り込んでいる。

『播磨國風土記』揖保郡伊勢野には、「此の野に人の家ある毎に、^{こと} 静^{やす} 安^{やす} き^{やす} こと^{やす} を^{やす} 得^{やす} ず。こ^{こと} こ^{こと} に、^{きぬぬひ} 衣^{あやひと} 縫^{とらら} の^{おや} 猪^こ 手^を・^こ 漢^を 人^を の^を 刀^を 良^を 等^を の^を 祖^を、^{やしろ} 此^{やしろ} 處^{やまもと} に^{やしろ} 居^{やまもと} ら^{やまもと} む^{やまもと} と^{やまもと} して、^{みやま} 社^{まつ} を^{まつ} 山^{まつ} 本^{まつ} に^{まつ} 立^{まつ} て^{まつ} て、^{みやま} 敬^{まつ} ひ^{まつ} 祭^{まつ} り^{まつ} き。山^{みね} の^い 岑^い に^い 在^い す^い 神^い は^い 伊^い 和^い の^い 大^い 神^い の^い み^い 子^い、^い 伊^い 勢^い 都^い 比^い 古^い 命^い・^い 伊^い 勢^い 都^い 比^い 賣^い 命^い なり。此^い より^い 以後^い、^の 家^い 々^い 静^い 安^い く^い して、^{つひ} 遂^{つひ} に^{つひ} 里^{つひ} を^{つひ} 成^{つひ} す^{つひ} こと^{つひ} を^{つひ} 得^{つひ} たり」とある。近くに人家ができるたびに神の災いが下されていたが、衣縫の猪手・漢人の刀良等の祖が社を山麓に建てて神を祭ると神の怒りが鎮まり、ムラが大きくなって里ができるようになった。神を他所に遷すことで新たに境界を設定し、それまで神の領域であったところをムラの中に取り込んでいる。

これらの記載より、神々から土地を割り取るためには、その土地に坐す神々のために社を建てたり、神を他所に遷すなどして敬い祭り、神々との間に新たな境界を設定し直すのである。そうすることで、結果的に神々の土地を人間が取り込むのである。

一方で、神の土地を取り込むのではなく、神の怒りや祟りを回避するために神々を敬い祭る記載がある。この場合、神の怒りが鎮まっているので、神と人との境界が整理し直された、即ち、境界を新たに決めたと解釈できる。

『肥前國風土記』基肆郡姫社郷では、「昔者、此の川の西に荒ぶる神ありて、路行く人、多に殺害され、半は凌ぎ、半は殺にき。時に、崇る由を卜へ求ぐに、兆へけらく、『筑前國宗像郡の人、珂是古をして、吾が社を祭らしめよ。若し願いに合はば、荒ぶる心を起さじ』といへば、珂是古を覓ぎて、神の社を祭らしめき。(中略)即て社を立てて祭りき。爾より已來、路行く人殺害されず」とある。荒ぶる神が「此の川の西」におられたのであるが、社に迎え入れ神を敬い祭ると災いが鎮まったとある。

『播磨國風土記』揖保郡佐比岡では、「佐比と名づくる所以は、出雲の大神、神尾山に在しき。此の神、出雲の國人の此處を經過る者は、十人中、五人を留め、五人の中、三人を留めき。故、出雲の國人等、佐比を作りて、此の岡に祭るに、遂に和ひ受けまさざりき。(中略)然る後に、河内の國茨田の郡の枚方の里の漢人、來至たりて、此の山の邊に居りて、敬ひ祭りて、僅に和し鎮むることを得たりき」とある。出雲大神が神尾山におられ、この山を通る出雲国人に災いをもたらしめていた。出雲国人等が佐比(鋤)を作って祭っても神を慰撫できなかったが、河内国茨田郡枚方の漢人が神を敬い祭ると神の災いは鎮まった。

このように神の祟りを回避するためにも神を敬い祭ることが必要であった。そのために社を建てて神を遷し、神と人間の境界を設定した上で、永く神を祭ることが、その最良の方法であったことが窺える。

注目されるのは、特定個人・集団が神を慰撫したと推測される点である。

『常陸國風土記』行方郡では箭活氏麻多智が祝となり、『常陸國風土記』久慈郡では片岡大連が中央より派遣されており、『肥前國風土記』基肆郡姫社の郷では神の指名により筑前国宗像郡の珂是古が社を建てて神を祭り、『播磨國風土記』揖保郡伊勢野の衣縫猪手・漢人の刀良等の祖が社を建てている。『播磨國風土記』揖保郡の郡佐比岡では河内國茨田郡の枚方の漢人が、『肥前國風土記』佐嘉郡では県主らの先祖である大荒田が、『播磨國風土記』揖保郡意比川では朝廷から額田部連久等々が遣わされている。

このように特定個人によって神の怒りが鎮められていることから、神に仕えるための職能集団が存在したと言えるであろう。

以上のように、神の土地＝自然の土地を割り取るためには、神と人間の境界を再設定した上で神々を祭り敬い、場合によっては専属の人間を神に仕えさす必要があったのである。

古代人が境界を設定する際には、当事者が相対した上で決定する。他方、自然＝“神の領域”を切り取るためには、境界を設定した上で神を祭ったり、神を他所に遷して祭るこ

とで境界を再設定する方法があった。そうすることで、人々は神々の土地を取り込むことができたのである。場合によっては、特定の個人・家系に神を祭らせることもあった。

5. 境界意識と考古学

4節で見たように、古代の文献を見ると、古代の人々は何もない山野であったとしても、その土地を自由に占拠し開発することはできなかったと言える。“自らの領域”と認識している範囲は自由に利用できるが、その外側は“神の土地”であり、人間が立ち入ることができないものであった。人々は集団で取り決めた範囲を越えて外側の土地を利用することはできなかったのであろう。

そのため、集落は限定した範囲に集住して住まう必要があり、古墳などの墓地は事前に決められた境界を超えて占拠することができなかったのであろう。そういった土地を利用するために、人々は神々を慰撫し、神々の土地を取り込む必要があったのである。

考古学の知見により、古墳や古墳群を構築する過程が復原されている。土生田純之は、古墳構築過程を「占地→基礎工事→工事→埋葬→工事(竣工)」と捉え、^(注16)それぞれの段階で儀礼が執り行われたと指摘した。それぞれの具体的な内容については触れていないが、墳丘盛土下における遺物の出土や焚火の痕跡を築造儀礼に伴う儀礼と考えた。一方で、土生田は、『日本書紀』仁徳天皇67年条にある鹿が亡くなり耳から百舌鳥が飛び去った記事を引いて、占地に伴い土地神に対して行った祭祀・儀礼と評価した。しかし、土地占有のための儀礼の痕跡が発掘調査で見つかったとしても、それを強く示唆するものが見つからない限りは、そうであると証明しがたい。考古学という学問の限界である。

しかし、考古学の資料を解釈するための視点を更新することにより、解釈の新たな地平に立つことは可能である。

さて、遺跡を発掘調査すると、溝や土坑から土器をはじめとする遺物が出土する。中には、意図的に埋め置かれたと判断できるものもある。それらの中でも、銅鐸の埋納は、境界に甕やモノを埋めるという古代人の行為に通じるところがあると考えられる。

銅鐸は人里離れた場所で発見されるため、遺物・遺構のコンテキストがほとんどわからない。銅鐸埋納については多くの説があり、定説のない状況である。代表的なものを挙げると、地上で使用・保管していたが何らかの要因のため地中に隠匿・廃棄したという説、銅鐸を使ったマツリを行った上で埋納したという埋納祭祀説、土中に保管され祭儀のおりにだけ取り出されていたが、銅鐸の祭祀が行われなくなったためそのまま地中に置き去りにされたという土中保管説、ムラに侵入してくる邪気・悪霊を防ぐために境界に埋納したという説、農耕祭祀の宝器として環濠集落と周辺の小規模集落との共同体的結合を保持す

るための装置として機能したという共同体シンボル説、首長が高い地位を得るために積極的に威信財としての青銅製品を神への贈与として埋納したとする、ポトラッチ・贈与説などがある。

そういった諸説の中で、大林太良は民族例や『風土記』『古事記』の記載をひきながら、銅鐸は“境界の鎮め”のために埋納されたと考えた^(注17)。大林は「銅鐸や甕が埋められた場所が、文化と自然、人間と動物、内と外、秩序と無秩序の境界であった」とし(p.208)、荒ぶる神を宥和するために銅鐸などが埋められたと考えた。

銅鐸がムラの外や境界に埋納されたのは、文献に記されているような、境界に杖や甕、冠を置いたり埋めたりすることと一脈通じると了解するものである。

おわりに

南山城地域には横穴が数多く分布することは古くから知られていた。筆者が女谷・荒坂横穴群の調査を実施したところ、想定以上に多くの横穴が造られていることに驚き、同時に横穴がなぜかくも多く集中して造られているのか、という疑問を持った。近年、近接して実施された松井横穴群の調査でも数多くの横穴が見つかり、その疑問はいや増すものであった。

小文の前半は、女谷・荒坂横穴群の報告書でその一部に触れたところであり、後半は民俗学的な成果に負うものである。不十分な内容であるが、横穴が狭い範囲に集中して数多く造られているのか、という疑問に対する筆者なりの一つの答えである。

そして、銅鐸の評価について簡単に触れた。当時の人々が土地を占有することに対しての感情を理解することは、銅鐸以外の様々な遺物を埋納したり、集中的に廃棄し埋納することなどを解釈するための一助になるものと考ええる。

現代社会に生きる我々は、様々な約束事を守りながら生活を送っている。それらの約束事には、法律といった成文化されたものや、歴史や風土に培われた文化や習慣といった成文化されていないものがある。これらはそれぞれの社会に固有のものである。国や民族が異なると文化や価値観が異なり、社会体制や法体系が異なるものである。

現代の日本社会にあっては、土地の私有が認められている。「すべての土地は誰かの所有に掛かるもの」という認識が共有されている。そのため、特別に入場が認められた場所・土地以外には、無断で立ち入ることを差し控える。その区分けされた土地・区画の周囲に塀や柵を設けたり、フェンスやロープなどの障害物を設置し、場合によっては「立ち入り禁止」という“記号”を記した看板を設けると、その効果は絶対的である。我々は、そういった区分けされた場所に入ることに躊躇する。

現代の日本人が無意識に感じる、土地に対するこのような感覚は、古代人もまたその内容を違えながらも感じていたと了解するものである。そしてこの感情は、冒頭に引用した A. V. ジェネップの文にあるように、人間が普遍的に抱く感情でもあるのであろう。

(いわまつ・たもつ=当調査研究センター調査課課長補佐兼第3係長)

- 注1 以下、女谷・荒坂横穴群に関する記述は、次の報告書による
- ①『女谷・荒坂横穴群 京都府遺跡調査報告書』第34冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2004
 - ②「女谷・荒坂横穴群第11・12次発掘調査報告」『京都府遺跡調査報告集』第142冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2011
 - ③「女谷・荒坂横穴群第13次調査報告」『京都府遺跡調査報告集』第157冊 (公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2014
- 注2 水野正好「群集墳の構造と性格」『古墳と国家の成立 古代史発掘』6 講談社 1975
- 注3 B支群2・3号横穴はほぼ軸が揃うことから、1つの小群と認定できるかも知れない。そうすると、10小群となる。
- 注4 『大枝山古墳群 京都府埋蔵文化財研究所調査報告』第8冊 (財)京都府埋蔵文化財研究所 1989
- 注5 『仙台市愛宕山横穴墓群-第3次発掘調査報告書-仙台市文化財調査報告書』第187集 仙台市教育委員会 1994
- 注6 16号から11号(新)に連なる一群は、15号→10号→11号(新)を別グループとすると、すべて下方から上方に向けて、横穴墓が築造されている
- 注7 鈴木康高「松井横穴群第4次(1・2・4トレンチ)」『京都府埋蔵文化財情報』第126号 (公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2015
- 注8 筆者の見解であり、現在作成中の報告書の評価と必ずしも一致するものではない
- 注9 久保田健士「狐谷横穴群発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第5・8冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 1982・1983
- 注10 以下の『風土記』本文は、秋元吉郎校注『日本古典文学大系新装版 風土記』(岩波書店 1993)から引用した
- 注11 『日本古典文学大系 日本書紀』上 岩波書店 1967
- 注12 松村武雄「地界における宗教文化」『民俗学論考』(大岡山書店 昭和5年、国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1452705>)
- 注13 『古事記』は倉野憲司校注の岩波文庫(初版1963)
- 注14 注11 p.94 注22
- 注15 赤坂憲雄『境界の発生』講談社学術文庫 2002
- 注16 土生田純之「古墳構築過程における儀礼——墳丘を中心にして——」『黄泉国の成立』学生社 1998
- 注17 大林太良「銅鐸をめぐる謎」『図説日本文化の歴史』1 小学館 1979